

広域連携等バイオマス利活用推進事業実施要領

平成18年4月3日付け17農振第2088号
平成19年4月2日付け18農振第2057号

各地方農政局長
内閣府沖縄総合事務局長

殿

農林水産省農村振興局長

第1 趣旨

本事業は、広域連携等バイオマス利活用推進事業実施要綱（平成19年4月2日付け18農振第2056号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領により実施するものとする。

第2 成果目標

要綱第2の2の農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が別に定める成果目標の内容は以下のとおりとする。

- 1 要綱別表の事業内容欄の1．食品廃棄物等バイオマスの利活用推進の場合
 - (1) 食品事業者等が都道府県の行政界を越えて行う広域的な食品廃棄物等バイオマスの利活用システム（「広域利活用システム」という。以下同じ。）を構築した場合におけるバイオマスの利活用量等の数値目標
 - (2) 広域利活用システムの構築を実現するために達成すべき具体的な取組目標
- 2 要綱別表の事業内容欄の2．バイオマスプラスチックリサイクル推進等の場合
 - (1) 要綱別表の事業内容欄の2の(1)バイオマスプラスチックリサイクルシステムの構築
 - ア 食品事業者等が行うバイオマスプラスチックのリサイクルシステム（「リサイクルシステム」という。以下同じ。）を構築した場合におけるバイオマスプラスチック再生品の利活用量等の数値目標
 - イ バイオマスプラスチックリサイクルシステムの構築を実現するために達成すべき具体的な取組目標
 - (2) 要綱別表の事業内容欄の2の(2)国産原材料由来バイオマスプラスチックの利活用の推進
 - ア 国産原材料由来バイオマスプラスチック製品の利活用量等の数値目標
 - イ 国産原材料由来バイオマスプラスチックの利活用の推進を実現するために達成すべき具体的な取組目標

第3 事業内容

事業実施主体は、事業の効率的な実施を図るため次に掲げる内容を必要に応じて適宜選択して実施できるものとし、合理的かつ有機的に実施されるよう留意するものとする。

- 1 食品廃棄物等バイオマスの利活用推進
 - (1) 関係者間におけるバイオマス利活用の協働体制の構築
 - ア 協議会等の開催
事業実施主体及び関連事業者等により構成する協議会等を開催し、広域利活用システムの構築及びその円滑かつ継続的な運用の実現に向けた、広域利活用システムの全体構想や運用方針、その他必要な事項の検討を実施
 - イ 意見交換会、交流会、共同研修等の開催
関係団体間において、バイオマスの利活用等に関する情報交換、広域利活用システムの構築に向けた理解、認識の共有を図るための関係者の交流会、共同研修会等を実施

ウ 普及・啓発資料の作成
バイオマス由来の製品（堆肥、飼料等）を利用して生産された農産物の安全性や付加価値（有機農産物であることなど）についての情報提供、バイオマス由来のエネルギー燃料（バイオディーゼル燃料等）の利用推進に向けた実践活動状況のPR等を実施するためのパンフレット、リーフレットの作成等

エ 優良事例の現地調査等
既に広域的なバイオマス利活用が実践されており、継続的にその運用がなされている優良な事例の現地調査、調査を踏まえた検討等の実施

(2) バイオマス利活用マニュアルの作成

ア 現況の詳細調査等の実施、取りまとめ

(ア) 食品廃棄物等の発生時の性状や廃棄方法、収集・運搬時における運行車両等の維持管理費、変換機器の稼働及び減価償却の状況、バイオマス由来の製品やエネルギー燃料の使用感等といった現況の食品廃棄物等バイオマスの取扱いに係る基礎データ等の収集

(イ) 関係者の意識調査や改善方法の提案等に係るアンケート調査等の実施

(ウ) 各種情報収集や調査結果の取りまとめ、利活用システム構築に向けた課題の抽出、整理等

イ マニュアル策定のための検討委員会の開催及びマニュアルの作成

(ア) ア、(3)及び(4)の調査や実証試験の結果等を踏まえ、広域利活用システムの円滑かつ継続的な運用に向けた関係者が行うべき具体的取組内容をマニュアル化するための検討委員会を開催し、廃棄時の分別収集徹底のための作業手順や作業環境の整備基準、食品廃棄物等バイオマス及びバイオマス由来の製品やエネルギー燃料の品質確保のための定期検査手法や利用時の取扱方法、変換機器等の運転、管理方法等を検討

(イ) 上記アの検討結果を取りまとめたマニュアルの作成及び関係者へ配布

(ウ) マニュアルを実践するために必要な関係者への指導及び普及啓発の実施

ウ バイオマスの利活用における一連のプロセスを通じた環境負荷の把握、評価（LCA評価）等の実施

構築する広域利活用システムにおけるバイオマスの発生から利用までの一連の取組を通じた環境への影響負荷や経済効率性の定量的把握、評価の実施

エ 産学官の連携による技術開発等の実施

広域利活用システム構築に必要な技術的・経済的な検討を産学官の連携により実施するための会議等の開催や調査、分析及び研究の実施

(3) バイオマスの生産・収集・運搬システム構築

ア バイオマスの生産・収集・運搬システム構築に向けた検討委員会の開催

事業実施主体、関連事業者及び有識者等からなる検討委員会を開催し、効率的なバイオマスの生産・収集・運搬に向けて、経済的・技術的な観点から実効性ある具体的システムを構築するための必要な調査や研究の実施方針、必要な機器等の整備方針、実証試験の実施方針等を検討

イ 生産・収集・運搬における運行システムの研究、開発及び実証試験の実施

(ア) 生産・収集・運搬に係る受入費用や運行経路の検討等による採算性の調査

(イ) 食品廃棄物等の減量化のための手法の検討

(ウ) 生産・収集・運搬における運行システムの実証試験の実施

ウ 運行管理、監視システムの研究、開発及び実証試験の実施

(ア) 生産・収集・運搬における温度管理や異物混入防止等のバイオマスの品質管理技術の研究及び開発

(イ) 機器、車両内部での可燃性ガスの発生感知や濃度の測定等、収集・運搬時の安全性確保に向けた技術の研究、開発

(ウ) 生産・収集・運搬における運行管理、監視システムの実証試験の実施

エ 広域利活用システムの構築・運用に必要な機器等の整備水準の検討及び導入

バイオマスの収集、運搬機器等について、台数、処理能力、設置箇所等の検討及びその検討結果を踏まえた収集、運搬機器等の導入

(4) バイオマスの変換技術・利用促進支援

ア バイオマスの変換技術・利用促進に向けた検討委員会の開催

事業実施主体、関連事業者及び有識者等からなる検討委員会を開催し、バイオマス由来の製品やエネルギー燃料について利用者のニーズに合致する適切なコスト、品質、安全性等を検証するための調査や研究等の実施方針、必要な機器等の整備方針、実証試験の実施方針等を検討

イ バイオマス変換技術の研究、開発及び実証試験の実施

(ア) 0157等有害細菌やヒ素、カドミウム等の有害物質の除去等によるリスク低減に関する技術の研究、開発及び実証試験の実施

(イ) 窒素、タンパク質等の有用成分の含有量の調整等によるバイオマス由来の製品やエネルギー原料の高付加価値化に関する技術の研究、開発及び実証試験の実施

(ウ) 過度の塩分、容器片、油かす等の適正な除去によるバイオマス由来の製品やエネルギー原料の品質の安定化に関する技術の研究、開発及び実証試験の実施

(エ) アンモニア除去等の臭気対策に関する技術の研究、開発及び実証試験の実施

ウ バイオマス由来の製品やエネルギー燃料の利用段階における実証試験等の実施
バイオマス由来堆肥の施用による農作物への影響評価のための幼植物試験、バイオマス由来飼料の施用による家畜への影響評価のための試験体家畜による肥育効果試験、バイオマス由来のエネルギー燃料の利用による機器の腐食、燃焼効率調査、排出ガスの成分分析等、バイオマス由来の製品やエネルギー燃料の利用段階における影響評価のために必要な調査・実証試験の実施

エ バイオマスの変換・利用に必要な機器等の整備水準の検討及び導入

バイオマスの変換、利用機器等について、台数、処理能力、設置箇所等の検討及びその検討結果を踏まえた変換、利用機器等の導入

2 バイオマスプラスチックリサイクル推進等

(1) バイオマスプラスチックリサイクルシステムの構築支援

ア バイオマスプラスチックリサイクル実証委員会の開催

事業実施主体及び関連事業者等により構成する実証委員会を開催し、バイオマスプラスチックリサイクルシステム構築及びその円滑かつ継続的な運用の実施に向けた、リサイクルシステムの全体構想や運用方針、その他必要な事項の検討を実施

イ バイオマスプラスチック製品及びバイオマスプラスチック再生製品の購入

バイオマスプラスチックリサイクルシステムを構築するために必要な、リサイクル対象のバイオマスプラスチック製品及びリサイクル後のバイオマスプラスチック再生製品購入等を実施

ウ アンケート調査、基礎データ収集

(ア) 関係者の意識調査や改善方法の提案等に係るアンケート調査等の実施

(イ) 各種情報収集や調査結果の取りまとめ、リサイクルシステム構築に向けた課題の抽出等、基礎データの収集を実施

エ 普及啓発等

バイオマスプラスチック製品のリサイクルの啓発普及を行うため、チラシ、ポスター等の作成を実施

オ バイオマスプラスチックリサイクル回収試験、実証試験

(ア) バイオマスプラスチック製品の回収試験を行うために必要な回収作業、運搬

- 作業、回収率調査、報告書作成等の実施
- (イ) 回収したバイオマスプラスチック製品でケミカルリサイクル、マテリアルリサイクル、バイオリサイクルを行うために必要な製造試験費用、製造品分析、報告書作成等を実施
- カ その他本事業の推進に必要な取組
その他バイオマスプラスチックリサイクルシステムを構築するために必要な取組
- (2) 国産原材料由来バイオマスプラスチックの利活用の推進
- ア 国産原材料由来バイオマスプラスチック実証委員会の開催
事業実施主体及び関連事業者等により構成する実証委員会を開催し、国産原材料由来バイオマスプラスチックの利活用の推進及びその円滑かつ継続的な運用の実施に向けた全体構想や運用方針、その他必要な事項の検討を実施
- イ 国産原材料由来バイオマスプラスチック製品の購入
国産原材料由来バイオマスプラスチックの利活用の推進を行うために必要な国産原材料由来バイオマスプラスチック製品購入を実施
- ウ アンケート調査、基礎データ収集
- (ア) 関係者の意識調査や改善方法の提案等に係るアンケート調査等の実施
- (イ) 各種情報収集や調査結果の取りまとめ、国産原材料由来バイオマスプラスチックの啓発普及に向けた課題の抽出等、基礎データの収集を実施
- エ 普及啓発等
国産原材料由来バイオマスプラスチック製品の啓発普及を行うため、チラシ、ポスター等の作成を実施
- オ その他本事業の推進に必要な取組
その他国産原材料由来バイオマスプラスチックを定着させるために必要な取組

第4 事業実施期間

要綱第3の2の事業実施計画の実施期間について、「実施期間を複数年度とすることが適当な場合」であっても事業実施期間は、要綱別表の事業内容欄の1の事業については1年、要綱別表の事業内容欄の2の事業については2年を限度とする。

第5 事業の実施等の手続

- 1 事業実施主体は要綱第4の1に基づき、別記様式1号及び2号により事業実施計画を作成し、要綱別表の事業内容欄の1の事業については、本事業において利活用を図る食品廃棄物等バイオマスが主として発生する事業区域、要綱別表の事業内容欄の2の事業については、バイオマスプラスチックのリサイクル等を主として実施する事業区域を管轄する地方農政局長等（当該区域が北海道の場合にあっては農村振興局長、当該区域が沖縄県の場合にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）に提出するものとする。
- 2 事業実施主体は1の提出を行う場合、予め関係する都道府県及び市町村と調整を図ることとする。
- 3 地方農政局長等は、事業実施主体に対し、要綱別表の採択要件の確認及び2の調整結果について、必要に応じ追加の資料の提出を求めることができるものとする。

第6 採択要件等について

- 1 法令に基づく許認可等について

- ウ 構築する広域利活用システムの運用に際して、関係者が実施すべき具体的な取組内容が取りまとめられていること、又は取りまとめられることが確実に見込まれること。
 - エ 広域利活用システムの構築・運用に必要な関係者間の協働体制が構築されていること、又は構築されることが確実に見込まれること。
 - オ 現状のバイオマス及び構築する広域利活用システムを活用した場合におけるバイオマスの定量的把握がなされていること。
 - カ 新たに導入される予定の機器等が広域利活用システムの構築に直接必要なものであること。
 - キ 機器等の処理能力、台数等の整備水準（整備済みの機器を含む。）が広域利活用システムの構築に対し、適正かつ過大でないこと。
 - ク 整備機器の管理・運転計画等が確立済み、又は確立することが確実に見込まれること。
 - ケ ISO14001の認証取得、又は環境保全等に関する基本方針等を公表しその実現に向けた実践活動を行っているなど、事業実施主体が環境保全等に関する取組に努めていること。
 - コ 機器導入箇所等における周辺の住民や環境への配慮が検討されていること、又は検討することが確実に見込まれること。
- (2) バイオマスプラスチックリサイクル推進等
- ア バイオマスプラスチックリサイクルシステムの構築支援
 - (ア) 要綱第2の2の成果目標の設定が定量的で明確かつ適正であること。
 - (イ) 構築するリサイクルシステムの運用に際して、関係者が実施すべき具体的な取組内容が取りまとめられていること、又は取りまとめられることが確実に見込まれること。
 - (ウ) リサイクルシステムの構築・運用に必要な関係者間の協働体制が構築されていること、又は構築されることが確実に見込まれること。
 - (エ) リサイクルシステム導入箇所等における周辺の住民や環境への配慮が検討されていること、又は検討することが確実に見込まれること。
 - (オ) 新たに導入される予定の機器等がリサイクルシステムの構築に直接必要なものであること。
 - (カ) 機器等の処理能力、台数等の整備水準（整備済みの機器を含む。）がリサイクルシステムの構築に対し、適正かつ過大でないこと。
 - イ 国産原材料由来バイオマスプラスチックの推進
 - (ア) 将来ともに国産原材料由来バイオマスプラスチック製品の導入への取組が継続されると見込まれること。
 - (イ) 要綱第2の2の成果目標の設定が定量的で明確かつ適正であること。
 - (ウ) 関係者が実施すべき具体的な取組内容が取りまとめられていること、又は取りまとめられることが確実に見込まれること。
 - (エ) 国産原材料由来バイオマスプラスチックの推進に必要な関係者間の協働体制が構築されていること、又は構築されることが確実に見込まれること。

第7 事業の実施計画の変更

要綱第4の3の農村振興局長が別に定める事業実施計画の重要な変更とは、次に掲げるものとする。

- 1 事業の中止又は廃止
- 2 事業実施主体の変更
- 3 要綱第2の2の成果目標の変更
- 4 事業実施主体における事業費の30パーセントを超える増減

第8 助成

要綱第6の助成の対象となる経費は、次のとおりとする。

- (1) 賃金

- (2) 報償費
- (3) 旅費
- (4) 需用費
- (5) 役務費
- (6) 委託料
- (7) 使用料及び賃借料
- (8) 物品・備品購入費
- (9) 機械器具費
広域利活用システム及びバイオマスプラスチックリサイクルシステムの構築・運用に必要な機械器具の購入費（事業実施上、一時的に必要な機械器具を除く。）
- (10) 資材購入費
機械の据付けに当たり、基礎工事等に必要な資材の購入費
- (11) 機械賃料
機械の据付けに当たり、作業機械の賃料に係る経費
- (12) 調査試験費
バイオマスプラスチックリサイクルシステムの構築及び国産原材料由来バイオマスプラスチックの利活用の推進に必要なバイオマスプラスチック製品の購入費

第 9 事業実施状況の報告

事業実施主体は要綱第 7 の 1 に基づき、当該年度における事業実施状況を、別記様式 3 号及び 4 号により事業実施年度の翌年度の 5 月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。

第 10 事業の評価

1 事業評価の実施

事業実施主体は要綱第 8 の 1 に基づき、別記様式 5 号により自ら事業評価を行い、その結果を事業完了年度の翌々年度の 7 月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。

2 地方農政局長等による点検評価

- (1) 地方農政局長等は、報告を受けた事業評価の結果について、その報告内容を点検するものとする。点検に当たっては、必要に応じて事業実施計画等との整合等を確認するものとする。
- (2) 地方農政局長等は、(1) の点検の結果、事業実施計画に定められた方法で事業評価が実施されていない場合には、事業実施主体に対し、再度評価を実施するよう事業実施主体を指導するものとする。
- (3) 地方農政局長等は天災等外部的な要因により、事業計画で定めた方法では事業評価が困難と判断される場合には、評価方法を変更した上で事業評価を実施するよう事業実施主体を指導するものとする。
- (4) 地方農政局長等から評価方法を変更して評価を行うよう指導を受けた事業実施主体は、変更した方法で事業評価を実施し、すみやかに地方農政局長等に報告するものとする。

3 評価結果に基づく指導等

- (1) 地方農政局長等は、成果目標が達成されていない場合、当該事業実施主体に対して、成果目標が達成されていない要因及び達成に向けた方策等を内容とする改善計画を別記様式 6 号に基づき作成・提出させるとともに、改善計画の達成が見込まれるまでの間、強力に指導するものとする。
- (2) 地方農政局長等は、報告を受けた事業評価及び評価方法を変更して実施した事業評価を取りまとめ、事業完了年度の翌々年度の 9 月末日までに農村振興局長に報告するものとする。

4 事業成果の公表

要綱別表の事業内容欄の2の事業を行う事業実施主体は、事業成果の概要の公表及びバイオマスの利活用に関する各種データベースへの情報提供の推進に努めるものとする。

第11 機器等の導入及び管理運営

- 1 事業実施主体は、広域連携事業によって導入される機器等について、事業実施期間内に現地への導入を完了させるものとする。
- 2 事業実施主体は、広域利活用システムの構築・運用に必要な機器について、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。